

グループホームうきすの里 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人純晴会が開設するグループホームうきすの里（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「認知症対応型共同生活介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、その入居者が家庭的な環境の中で可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話を行う。

2 事業所の介護サービスの実施にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとし、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、入居者及び家族の意向に沿った認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、これに基づいた介護サービスを提供し、自らその提供した介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームうきすの里
- (2) 所在地 岡山県倉敷市粒江2503-3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤兼務1名以上
管理者を1名以上配置し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 常勤兼務1名以上
計画作成担当者は適切な介護サービスが提供されるよう介護計画の作成やモニタリング等をするとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。
- (3) 看護職員 1名（正看護師）
看護職員は、可能な限り事業所での生活が継続できるように、日常的な健康管理を行う。
- (4) 介護職員 12名以上（うち常勤8名以上）
介護職員は計画作成担当者が作成する介護計画に従い必要な介護及び支援を行う。

（入居定員）

第5条 入居定員は18名とする。

(認知症対応型共同生活介護事業の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- ① 介護計画の立案
 - ② 食事・排泄・入浴・移動等の日常生活上の介護及び介助
 - ③ 健康管理
 - ④ 機能訓練
 - ⑤ 生活相談
 - ⑥ レクリエーション・趣味活動
 - ⑦ 所持品の保管、管理
- ※ 介護サービスの提供にあたっては入居者がそれぞれの役割を持って自立した生活を営むことができるよう配慮する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、入居者の介護保険負担割合証に記載されている割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、入居者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 居住費として、1日あたり1,500円。
入院、外泊等で部屋を空けられる場合も居住費は全額の支払いを受ける。また個人の荷物を部屋に保管している期間は、その期間について全額の支払いを受ける。生活保護受給者は月額35,000円とする。
- (2) 管理費として、1日あたり700円。
(共用部分、部屋に備え付けの電気機器、水道、ガス代、カーテン管理等)
入院、外泊等で部屋を空けられる場合も管理費は全額の支払いを受ける。また退居にあたり個人の荷物を部屋に保管している期間は、その期間について全額の支払いを受ける。
- (3) 食材料費として1日あたり1,400円
1食でも利用された場合は1日分の支払いを受ける。
- (4) 持込みの電気器具として1品目につき1か月あたり1,500円。
- (5) その他、医療費、理美容代、オムツ代、ベッドリース代等の個人的諸費用の実費。
理美容代・オムツ代については別紙料金表参照。
- (6) 退居時に、原状復帰に要する実費を、提携清掃業者に支払いを行う。

3 前項の費用の支払いを含む介護サービスの提供をする際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該介護サービスの内容及び費用を説明した上で、入居者の同意を得る。

4 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込またはゆうちょ銀行・中国銀行振替により、指定期日までに受ける。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 入居者は、認知症対応型共同生活介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 入居者は要支援2及び要介護1～5の者であって、認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものであること。
 - ① 少人数による共同生活を営むのに支障がないこと。

- ②自傷行為や他入居者へ危害を加えるような行為の恐れがないこと。
- ③常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (2) 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- (3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。
- 2 入居後、入居者の状態が変化し、前項に掲げる事項を履行することが困難となった場合には退居となる場合がある。退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第9条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1)事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2)虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止の為の指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3)職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4)虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 認知症対応型共同生活介護事業の提供中に入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、入居者の家族（緊急時の連絡先）、必要に応じて市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。

(身体的拘束に関する留意事項)

第11条 事業者は、介護サービスの提供にあたり、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行わない。

但し、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合においては、ご家族に状況を説明し同意書を交わした上で行うこととする。また、身体的拘束を行うにあたっては、その様態・時間・入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1)消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2)地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3)前各号に掲げる事項の実施については、管理者が決める。

(秘密の保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の従業者であった者が、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう、雇用契約の内容とする。

3 介護計画及び調査票等に記載された内容につき、入居者又はその家族が介護サービスを受けるために必要な限度で、入居者及び家族に同意を得たうえで、事業所が個人に関する情報を用いることとする。

(苦情の処理)

第14条 提供した認知症対応型共同生活介護事業に関する入居者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の措置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条 入居者に対する認知症対応型共同生活介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。(保険会社＝三井住友海上火災保険株式会社)

(衛生管理)

第16条 認知症対応型共同生活介護事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分注意するものとする。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日 一部変更する。

この規程は、平成25年12月13日 一部変更する。

この規程は、平成26年4月1日 一部変更する。

この規程は、平成27年6月5日 一部変更する。

この規程は、平成30年8月1日 一部変更する。

この規程は、令和元年10月1日 一部変更する。

この規程は 令和6年12月1日 一部変更する。

この規程は 令和7年 2月1日 一部変更する。

この規程は 令和7年 4月1日 一部変更する。

介護用品 料金一覧

	商 品 名	単位	数	単価：円
尿取りパッド	いちばん 尿取りパッドプラス	袋	60枚	1,059
	いちばん ワイドパッド	袋	30枚	840
	いちばん ビッグパッド	袋	30枚	1,290
	かんたん装着パッド	袋	54枚	1,350
紙パンツ	いちばん パンツベेशック M	袋	22枚	1,650
	いちばん パンツベेशック L	袋	20枚	1,650
	いちばん パンツベेशック LL	袋	18枚	1,650
その他	義歯洗浄剤	箱	120錠	600
	歯ブラシ	本	1	70
	歯磨き粉	本	1	230

※介護用品等は入居者様の状態に合わせ、上記以外にも最適なものをご提案いたします。

訪問理美容 料金一覧

単価：円

理容	カット（毎月第4木曜）	2,000
	カット+カラー（希望者）	5,000